

## ご利用規約

### 【ご利用規約について】

この利用規約に適用される各施設は、株式会社SKI JAPAN TRAVEL(以下「当社」という)が管理・運営する宿泊施設を指します。

### (適用範囲)

#### 第1条

1. 当社が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この規約の定めるところによるものとし、この規約に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、
2. 当社が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

### (宿泊契約の申込み)

#### 第2条

1. 当社に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当社に申し出ていただきます。
  - (1) 宿泊者名
  - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
  - (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
  - (4) その他当社が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当社は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

### (宿泊契約の成立等)

#### 第3条

1. 宿泊契約は、当社が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、予約確認書は E メール又は郵送、FAX によってお送りさせていただきます。ただし、当社が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当社が定める申込金を、当社が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 18 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第 2 項の申込金を同項の規定により当社が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当社がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

## (申込金の支払いを要しないこととする特約)

### 第4条

1. 前条第 2 項の規定にかかわらず、当社は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当社が前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

## (宿泊契約締結の拒否)

### 第5条

当社は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この規約によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
  - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
  - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 旅館業法第5条第3号に基づき当宿泊施設の所在地の都道府県条例において宿泊を拒むことができる事由として規定する場合に該当するとき。

## (宿泊客の契約解除権)

### 第6条

1. 宿泊客は、当社に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当社は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第 3 条第 2 項の規定により当社が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第 2 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当社が第 4 条第 1 項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当社が宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当社は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の営業終了時刻になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

## (当社の契約解除権)

### 第7条

1. 当社は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
  - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
  - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
    - (イ) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
    - (ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
    - (ハ) 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
  - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
  - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
  - (7) 旅館業法第5条第3号に基づき当宿泊施設の所在地の都道府県条例において宿泊を拒むことができる事由として規定する場合に該当するとき。
  - (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当社が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。
2. 当社が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

## (宿泊の登録)

### 第8条

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当社のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
  - (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
  - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
  - (3) 出発日及び出発予定時刻
  - (4) その他当社が必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

## (客室の使用時間)

### 第9条

1. 宿泊客が当社の客室を使用できる時間は、午後15時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当社は、前項の規定にかかわらず、時間外の客室の使用に応じることがあります。

## (利用規則の遵守)

### 第10条

宿泊客は、当社があらかじめご案内する利用規則に従っていただきます。

## (営業時間)

### 第 11 条

1. 当社の施設等の詳しい営業時間は、備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のコンパンディウム等でご案内いたします。
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

## (料金の支払い)

### 第 12 条

1. 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当社が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当社が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当社が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

## (当社の責任)

### 第 13 条

1. 当社は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当社の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当社は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

## (契約した客室の提供ができないときの取扱い)

### 第 14 条

1. 当社は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当社は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当社の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

## (寄託物等の取扱い)

### 第 15 条

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当社は、その損害を賠償します。ただし、お預けになった物品が現金または貴重品である場合、宿泊客がその種類及び価額の明告を行わなかったときは、当社は一切その損害を賠償いたしません。

2. 宿泊客が、当施設内にお持込みになった物品であってフロントにお預けにならなかったものについては、当社の故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じた場合以外は、当社は、賠償いたしかねます。当社が賠償する場合であっても、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、5万円を限度として当社はその損害を賠償します。なお、当社は金銭、譲渡可能証券、宝石、重要書類等はお預かりいたしません。

**(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)**

**第16条**

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当社に到着した場合は、その到着前に当社が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当社に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当社は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後処分、もしくは最寄りの警察署に届けます。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当社の責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

**(駐車場の責任)**

**第17条**

宿泊客が当社の駐車場をご利用になる場合・車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当社は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当社の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

**(宿泊客の責任)**

**第18条**

宿泊客の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該宿泊客は当社に対し、その損害を賠償していただきます。

**第18条 別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)**

		内 訳
宿泊客が支払 うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料
	追加料金	② その他の利用料金(①に含まれるものを除く)
	税金	イ 消費税 □ 宿泊税(倶知安町) 宿泊料金(①+②-消費税)【100円未満切り捨て】×2% 宿泊料金とは、素泊まり料金とそれにかかるサービス料

備考

夏季一般宿泊契約	不泊	当日	前日	3日前			
	100%	100%	100%	100%	-		
冬季一般宿泊契約	不泊	当日	前日	7日前	60日前	申込日から 8日目以降	申込日から 7日以内
申込日から到着日まで 61日以上	100%	100%	100%	100%	100%	20%	-
申込日から到着日まで 60日以内	100%	100%	100%	100%	100%	100%	-

上記の消費税および宿泊税は、税法ならびに条例が改定された場合には、その改訂された規程によるものとします。宿泊税については、俱知安町宿泊税条例に基づき課税されます。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)・・・ホテル用(コンドミニアム・貸別荘・コテージ等)

契約解除の 通知を 受けた日		不	当	前	3	20
		泊	日	日	日	日
契約申込人数						
一 般	14名まで	100%	100%	100%	100%	%
団 体	15～99名まで	%	%	%	%	%
	100名以上	%	%	%	%	%

(注)

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。
3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については違約金はいただきません。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

上記の基準日は、宿泊日初日から起算した日です。

(注)

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数全体に対し100%の違約金を収受します。

申込金と支払い(第 3 条関係)

期間		内容
夏季 (4 月下旬より 11 月下旬)	一般宿泊契約	チェックイン時までには宿泊料金の 100%(全額)
冬季 (11 月下旬より 4 月下旬)	申込日から到着日まで 61 日以上	申込日から 7 日以内に宿泊料金の 20%の申込金 到着日の 60 日前までに残額(宿泊料金の 100%)
	申込日から到着日まで 60 日以内	申込日から 7 日以内に宿泊料金の 100%(全額)

期間はシーズンにより異なります。